

第5次地域福祉活動計画

令和3年度～令和8年度

せんだい^あai^いプラン

「ともに生き、支えあうまち」



社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

はじめに

市民の皆様には、日頃より地域福祉活動にさまざまな形で関わり、その推進にご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、仙台市社会福祉協議会の運営及び事業に関しまして、多大なご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

近年、少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進み、加えて経済格差の拡大も指摘されるなかにあって、社会的な孤立、生活困窮の問題など、個人や世帯が抱える課題は複雑化かつ多様化しています。また、毎年のように多発する災害や現下の新型コロナウイルス感染症の拡大などへの備えも地域を取り巻く大きな課題のひとつとして捉える必要があります。

このように、地域社会全体を支えるためには、これまでの福祉制度だけで対応していくことは極めて困難な状況にあります。

今、改めて、日々の暮らしにおける人と人とのつながりを再構築しながら、市民一人ひとりがその人らしい生活を安心して送ることができるような社会（地域共生社会）を目指して、国・地方を挙げて取り組みを強化していかなければなりません。

この取り組みは、長年、地域福祉を進めてきた社会福祉協議会の活動の延長線上にあるとも言え、本会では、これまでの地域福祉活動の更なる展開を図るため、第5次となる「地域福祉活動計画」を策定いたしました。

策定にあたりましては、さまざまな分野で活躍されておられる関係者で構成する計画策定等委員会を設置し、委員の皆様のご熱心なご議論を中心に、住民座談会の開催やパブリックコメントの実施を通して、市民の皆様からのご意見をできるだけ反映することにも努めるとともに、仙台市が策定する「せんだい支えあいのまち推進プラン」（行政計画）とも連携を図りながら、作業を進めてまいりました。

今後は、本活動計画を広く市民の皆様にお伝えするとともに、本活動計画の基本理念である「ともに生き、支えあうまち～誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる～」の実現に向けた活動を、市民の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、本活動計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました計画策定等委員会委員の皆様、また住民座談会やパブリックコメントにおいて、ご意見・ご協力をいただきました多くの市民や関係団体の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会
会長 山浦正井

目次

第Ⅰ章 計画策定の趣旨と基本理念	1
1 計画策定の趣旨（背景と目的）	1
2 国の動向	2
3 第4次地域福祉活動計画の評価	3
4 計画の基本理念	5
第Ⅱ章 計画の基本概要と推進の方向性	6
1 活動計画の期間	6
2 活動計画の愛称	6
3 「地域（圏域）」の考え方	7
4 さまざまな活動主体の地域福祉活動への参画	8
5 「せんだい支えあいのまち推進プラン」（行政計画）との関連	10
6 活動目標及び活動の方向性	11
(1) 活動目標1 「身近な福祉課題に気づく力を高める」	13
(2) 活動目標2 「地域の課題や良さを共有する場づくりを進める」	15
(3) 活動目標3 「解決のために行動する」	17
(4) 活動目標4 「一人ひとりの住民の参加を推進する」	19
第Ⅲ章 仙台市社会福祉協議会の具体的な取り組み	21
1 活動目標1 「身近な福祉課題に気づく力を高める」を達成するための取り組み ..	22
2 活動目標2 「地域の課題や良さを共有する場づくりを進める」を達成するための取り組み ..	23
3 活動目標3 「解決のために行動する」を達成するための取り組み	24
4 活動目標4 「一人ひとりの住民の参加を推進する」を達成するための取り組み ..	26
5 取り組みの指標	28
第Ⅳ章 計画の推進と評価	30
第Ⅴ章 計画策定のプロセス	31
1 第5次地域福祉活動計画策定等委員会における協議	31
2 住民座談会による地域課題及びその解決策・アイデアの抽出	32
3 地域福祉セミナーの開催による活動計画の説明	32
4 パブリックコメントの実施	32
用語説明	33
資料編	39

第I章 計画策定の趣旨と基本理念

1 計画策定の趣旨(背景と目的)

今日の地域社会は、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化などを背景に、地域内の人と人とのつながりや、地域に対する関心の希薄化が問題になっています。

また、近年は、社会的な孤立の問題、ダブルケアやいわゆる8050問題などにより、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化しています。地域では、さまざまな事情により自分や家族だけでは解決が難しい課題を抱えながらも、自ら支援を求めることができずに生活している人もいます。そうした課題の解決は、社会とのつながりや身近な住民による支え合いの関係が糸口となることもあり、公的サービスによる支援だけでなく、地域住民やさまざまな地域の活動主体の参画による支え合い、助け合いの仕組みも必要とされ、地域福祉活動に対する期待は大きなものになっています。

地域福祉活動を推進していくためには、地域住民が自分の住む地域の良いところ、あるいは、課題となっているところ等に関心を持ち、そのことを皆で共有し、多くの住民の参加を得ながら、行動することが大切であり、中長期的な視点で計画的に取り組むことが必要です。

仙台市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)では、平成15年度から3~5か年を計画期間とする「地域福祉活動計画」(以下、「活動計画」という。)を策定し、住民同士の支え合い、助け合いによる「地域福祉の推進」の取り組みに力を注いできました。

令和3年度からの第5次活動計画(以下、「本活動計画」という。)は、これまでの活動計画と同様に、仙台市が策定する「せんだい支えあいのまち推進プラン」(行政計画)との連携を図りながら、本会の呼びかけのもと地区社会福祉協議会や町内会、地区民生委員児童委員協議会など地域の福祉関係団体を始め、NPO、ボランティア、福祉サービス事業者、企業などが協力し合い、地域福祉の課題解決を目指すための民間主体の活動・行動計画です。

本活動計画では、地域福祉の主役はその地域に暮らす住民であることを基本として、住民主体の活動が目指すべき目標や活動の方向性を定めるとともに、本会がその住民による地域づくりのプロセスにどう関わり支援するかということについても盛り込んでいます。地域づくりに関わる皆様の日頃の活動の参考として活用されることを期待します。

2 国の動向

(1) 地域共生社会の実現

国においては、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして、「地域共生社会の実現」を掲げた取り組みを進めてきました。

地域共生社会とは

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会などが世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会をともに創っていく社会。

(厚生労働省資料を参考)

- 令和2年6月に改正された社会福祉法では、第4条に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定されるとともに、第6条には「国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努める」ことが盛り込まれ、地域共生社会の実現に向けて、より一層の努力が官民ともに求められています。
- 地域共生社会の実現に向けては、地域を基盤とする包括的支援の強化が求められています。「必要な支援を包括的に確保する」という地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者だけでなく、すべての住民が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的な支援が連携し、地域を支える包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

地域包括ケアシステムとは

急速に社会全体の高齢化が進行していく中で、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される仕組み。

- 令和3年4月施行の改正社会福祉法により、市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業(重層的支援体制整備事業)が創設されました。

*任意事業。実施の際は①～③は必須

(2) 社会福祉法人の地域貢献活動の促進

平成29年4月施行の改正社会福祉法により、全ての社会福祉法人に対し地域における公益的な取り組みの実施が求められることとなりました。このことによって、社会福祉法人の専門性やスキル、設備等が地域福祉の推進に活かされることが期待されています。

3 第4次地域福祉活動計画の評価

第4次地域福祉活動計画における中間年評価(平成28年度～平成30年度の取り組みに対する評価)について、市民アンケート調査や関係団体へのヒアリング調査、本会事業の振り返りをもとに本活動計画策定等委員会において総合的に評価をし、本活動計画の策定に向けた方向性として、以下のことがあげられました。

(1) 評価(成果と課題)について

第4次活動計画の基本目標	成果	課題
基本目標1 身近な福祉課題に気づく力を高める	<ul style="list-style-type: none"> ● カフェスタイルのサロンが新たに立ち上がるなど、小地域福祉ネットワーク活動のサロンの実施回数が増え、身近な交流の場で支え合い意識が醸成される機会が増えた。 ● 日頃の地域活動や連携をもとにして、災害時要援護者支援体制づくりに向けた取り組み(研修会の開催等)が積極的に進められた。 ● 市社協各区支部事務所や地域包括支援センターでの総合相談窓口としての取り組みが進み、地域住民からは近隣の気になる世帯に関する相談も寄せられるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害の有無や年代にかかわらず誰もが気軽に参加できるサロン等の展開がまだ充分とは言えない。このようなサロンをもっと増やしていく必要がある。 ● 地域の事情等で日頃の地域活動や連携が充分でないところは、災害時要援護者支援体制づくりの取り組みもなかなか進められない状況である。そのような地域に対しては、好事例の提供だけでなく、日頃の活動や連携が促進される丁寧なサポートや支援が求められる。 ● 生活困窮や8050問題、複合的な課題を抱える世帯は、地域とのつながりが薄く、自ら相談窓口へ出向かない傾向がみられる。地域のサロンやかかりつけ医、商店等の身近な場や機会を活用した相談支援活動の展開が必要である。
基本目標2 課題を共有する場づくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報交換会や連絡会議等の場を積極的に開催し、各主体間の顔の見える関係づくりや、広報紙等で活動を発信する意識が高まり、課題や情報の共有が全体的に進んだ。 ● 復興公営住宅への支援等で培った地域住民や各主体間のつながりを活かし、各地域の課題共有や解決につながる取り組みが一定程度進められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代や主体によっては、仕事の都合等で連絡会議等に出席することが困難だったり、活用しやすい情報媒体が違うため、課題の共有等が進まないことがある。例えば、情報発信にはインターネットだけでなく、高齢者向けに紙媒体を併用するなど、世代や主体に応じた課題共有の方法をさらに工夫することが求められる。 ● 復興公営住宅内に限らず生活困窮や8050問題、複合的な課題を抱える世帯が目立ってきている。地域住民や各主体間が幅広く連携して支援できる包括的な支援体制づくりが必要である。

基本目標3

解決のために行動する

- 大震災での経験を踏まえ、小地域福祉ネットワーク活動推進事業の見守り活動の実施回数が増えるなど、地域共生社会の実現に向けて基盤となる住民主体の支え合い活動が全体的に進んだ。
- 小地域福祉ネットワーク活動等住民主体の支え合い活動は地域によって取り組みの差が広がりがつつある。地域の事情等により取り組みが進まないところでは活動の底上げにつながるような支援が求められる一方で、既に一定程度活動に取り組んでいるところでは活動資金の確保や日常生活支援活動の展開、活動拠点の維持整備等に関する支援が求められるなど、それぞれの地域に応じた支援や制度の見直しが必要である。
- 地区社協等の支援に際して、復興公営住宅の整備地域への支援等を通じて蓄積したノウハウや経験を活かした取り組みがなされ、各地域のリーダー・コーディネーターと多様な主体間の連携・協力が進んだ。
- 地域の事情等により、地域内の各主体間の連携・協力体制の構築が停滞したり、各主体の行動や活動に結び付きにくいところがある。そのようなところでも、行動や活動に一步踏み出せる支援をさらに充実し、その支援内容を蓄積する必要がある。

基本目標4

一人ひとりの市民の参加を促進する

- 地域における中核的な担い手を対象とする研修プログラムの開催によって、活動の充実や次代のリーダーの育成につながった。
- 担い手の絶対数が不足しており、役割等の固定化や兼務の状況が多くみられ、担い手一人当たりの負担が大きくなっている。新たな担い手の発掘や育成に向けた取り組みも求められる。
- 夏のボランティア体験会等体験プログラムに、学生が数多く参加し、若い世代の地域福祉の活動に対する参加の意識を高めることができた。
- 地域福祉の活動に対する参加の意識があっても、まだ参加に結び付いていない方々（「今は難しい」「参加するきっかけがない」「これならできる」等）を把握し、実際に参加していただくための取り組みが充分でない。特に若い世代や就労している方々、障害者の方々等が幅広く参加できる仕組みづくりが求められる。
- 新たな助成制度の整備等により、多様な主体による、子ども食堂や学習支援、居場所づくり、生活支援サービス等の地域貢献活動が立ち上がった。
- 施設やNPO、企業など多様な主体と地域団体等の連携・協働がまだ十分に展開されていない。市社協各区支部事務所の総合相談機能を活かした新たな仕組みづくりやコーディネートの充実が求められる。

(2) 本活動計画の策定に向けた方向性について

- 被災者支援や復興公営住宅の整備地域での地域づくり等の経験を活かした地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
- 地域共生社会に向けた地域づくりの強化のため、その基盤となる小地域福祉ネットワーク活動推進事業等の住民主体の支え合い活動を推進する各事業の見直しや充実
- 若い世代や障害のある方、企業等多様な主体が、協働して地域活動に参加する意欲を高めるための取り組みや福祉教育など課題共有の場の充実
- 活動に意欲を持った多様な主体が地域活動に参加しやすくなるための、コーディネート機能やマッチングシステム、受け皿の整備
- 生活困窮や8050問題等、複合的な課題を抱える世帯を、地域で孤立させずに必要な支援へとつなぐための、住民主体の支え合い活動と専門機関等との協働による包括的な地域支援体制の構築

4 計画の基本理念

基本理念

『ともに生き、支えあうまち』

～誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、
自分らしく安心して暮らせる地域をみんなで作る～

誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、住民一人ひとりが、年齢や価値観、ライフスタイル等が違って、互いに尊重しあい、認めあい、地域や社会に参加するとともに、困りごとを抱えた人を孤立させることなく、みんなで支えあう地域をつくっていくことを意識していく必要があるため、「せんだい支えあいのまち推進プラン」(行政計画)との連携や、第4次地域福祉活動計画の評価、住民座談会の開催等の策定プロセスを踏まえ、上記を本活動計画の基本理念とします。

本活動計画の担い手は、地域の「みんな」!

本活動計画は、本会の呼びかけのもと、一人ひとりの住民をはじめ、町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体、企業、社会福祉法人、福祉サービス事業者、関係機関、行政など地域の多様な主体である「みんな」が担い手として参加し、進めるものです。

第Ⅱ章 計画の基本概要と推進の方向性

1 活動計画の期間

本活動計画が連携する仙台市が策定する「せんだい支えあいのまち推進プラン」(行政計画)の期間に合わせ、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。

2 活動計画の愛称

第2次活動計画からの愛称「せんだいaiプラン」は、たくさんの「ai(愛・合い・会い・あい)」の言葉につながることから『私たちが住む仙台を暮らしやすいまちにするための計画』として、親しみを持って受け入れていただけるよう願いを込めて名付けたものです。本活動計画においても引き続き愛称として用います。

「せんだい ai プラン」と名づけた理由



活動事例紹介 医療や介護、福祉の連携 ～はちまん連携の会～

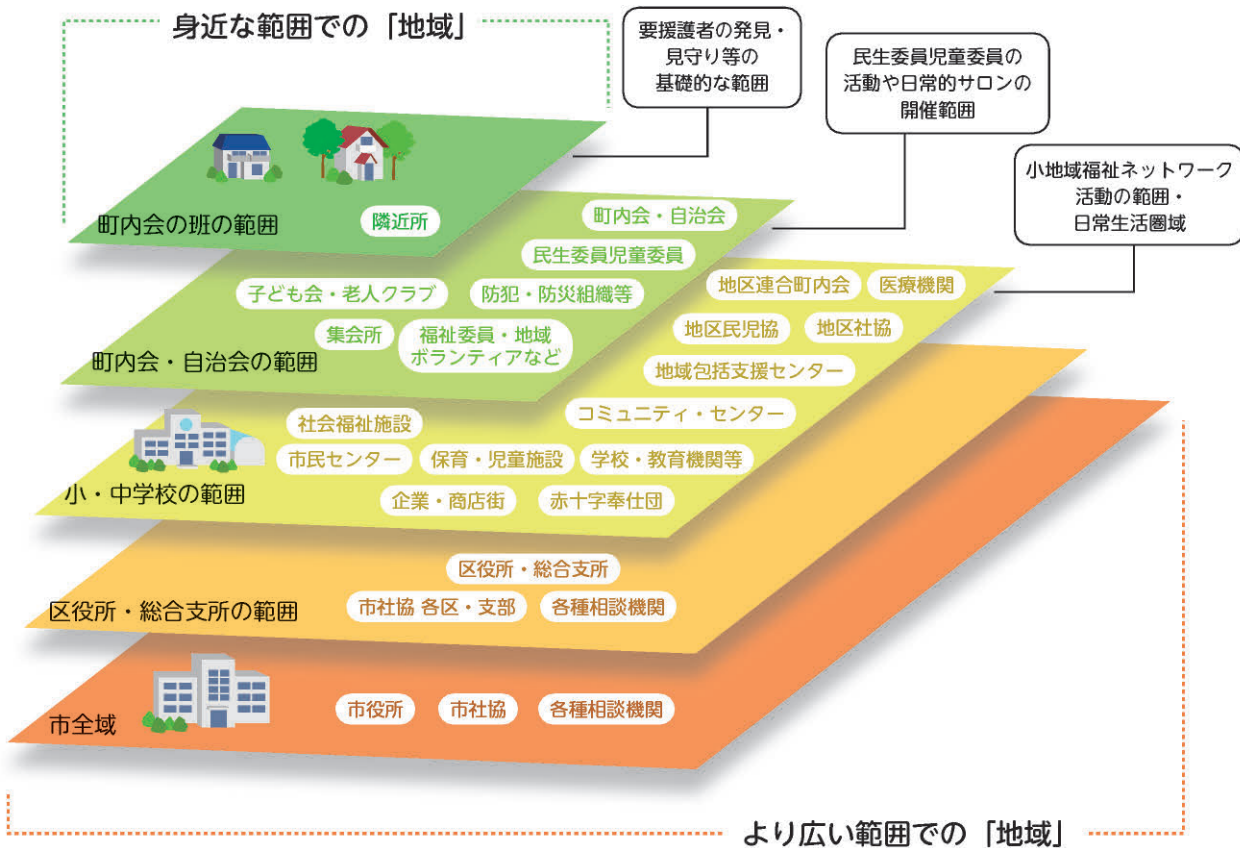
八幡地区では、医師、看護師、薬剤師、福祉施設職員、介護サービス事業所職員、ケアマネジャー、地域包括支援センターなどの地域の医療や介護、福祉に携わる関係者が、安心して連携できる環境づくりを目的に、お互いの役割や活動を理解し合い、顔の見える関係を築こうと、平成29年6月、有志の会として「**はちまん連携の会**」を立ち上げました。およそ4か月に1回のペースで、毎回40名前後の関係者が集い、グループワークや事例検討会を行うとともに、日常診療や介護で困っていること、問題点などを具体的に話し合いながら、より良い地域包括ケアの実現を目指しています。「**はちまん連携の会**」を通じて、普段接することのない他の職種の意見を聴くことにより、地域の実情を把握したり、新たな学びにつながる活動になっています。



3 「地域(圏域)」の考え方

「地域(圏域)」とは、活動の主体や内容などによって、それぞれ捉え方や範囲が異なります。本活動計画では、「地域(圏域)」を次のイメージ図のように整理し、地域の福祉課題解決に向けた活動を推進します。

イメージ図



支援が必要な方の変化にいち早く気づき、適切な支援につなぐためには、身近な範囲での「地域」における日常的な声かけや見守り活動が大切です。一方、地域のさまざまな活動の担い手となる人材の育成や団体間のネットワークの構築などは、より広い範囲での「地域」で取り組みを進めていくことが必要です。

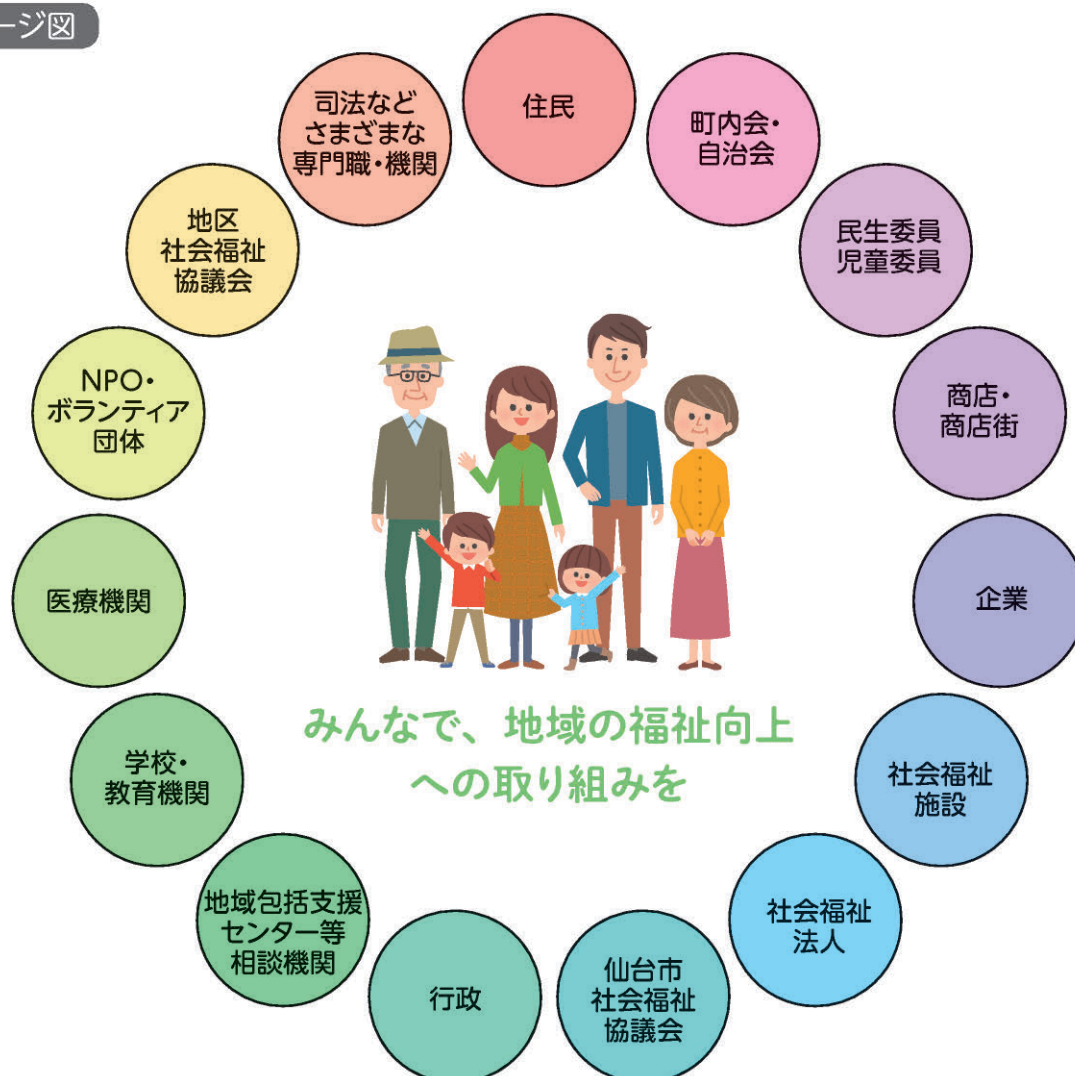
地域福祉活動の充実のために必要な存在、`地区社協、！

地区社会福祉協議会は、地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、住民が主体となり、概ね小学校区や地区連合町内会の範囲で組織された任意団体です。小地域福祉ネットワーク活動や地域内の福祉活動の推進などを行っており、仙台市には、104の地区社会福祉協議会(令和3年3月現在)があります。

4 さまざまな活動主体の地域福祉活動への参画

基本理念に「地域をみんなで作る」とあるように、地域福祉の推進のためには、地域と関わりを持つ全ての人や団体、企業、学校等が、地域のことを考え、地域に対して帰属意識を持つとともに、それぞれの得意分野を活かしながら積極的に行動し、強くつながり、連携、協働していくことが大切です。

イメージ図



仙台市社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づいて「地域福祉の推進」を図ることを目的に全国及び都道府県、市区町村単位に設置されています。

仙台市社会福祉協議会は、町内会など地域の関係者や福祉団体、施設、ボランティア団体やNPO、行政機関と連携しながら、誰もが安心して暮らしやすい福祉のまちづくりを基本とした地域福祉に関する事業に取り組んでいます。

活動事例紹介

中学生が地域の高齢者との交流を通して自分たちの役割を考える
～民生委員児童委員と連携 長町中学校～

長町中学校では、東日本大震災をきっかけに、非常時に地域の中で進んで活躍することのできる力を育てることを目的に、同学区である長町北部地区、長町南部地区、鹿野地区の民生委員児童委員の協力のもと、自分たちの住む地区の高齢者宅を訪問したり、地域の集会所に集まって震災当時の状況や地域の歴史について話を聞く等、地域の方々とふれあう「我がまち絆プロジェクト」を実施しています。この活動は民生委員児童委員の活動について知ったり、地域の方々との顔の見える関係を築く機会にもなっています。



学校の中だけでは学ぶことのできない体験により、地域への関心を高め、中学生が地域の一員として必要とされる役割について認識するだけでなく、地域の方で子どもたちを育てる貴重な機会となっています。また、こうした積み重ねにより、地域の中で活躍できる人材が育成されると同時に、災害時には中学生も大きな力を発揮してくれることが期待されます。

活動事例紹介

企業と地域がつながり、地元を元気に!!～企業の社会貢献活動～

若林区遠見塚にあるS工務店は、「住まいの困りごとは『S工務店』に相談しよう!」そう思ってもらえるよう、日々の事業や社会貢献活動に取り組んでいます。月1回の「地域清掃活動」は、社員の声から始まり、約20年取り組んでいます。地域の方から「いつもありがとう」と声がかかり、コミュニケーションも大事にしなが、「地域ぐるみでキレイな南小泉」を発信しています。



また、年1回の「ふれあい感謝祭」は、社屋の内外を会場に、子どもから大人まで楽しめるイベントとして、地域に浸透しています。「地域出店コーナー」では、近隣の社会福祉施設やNPOも参加する等、地域の出会いの場、協働の場となっています。

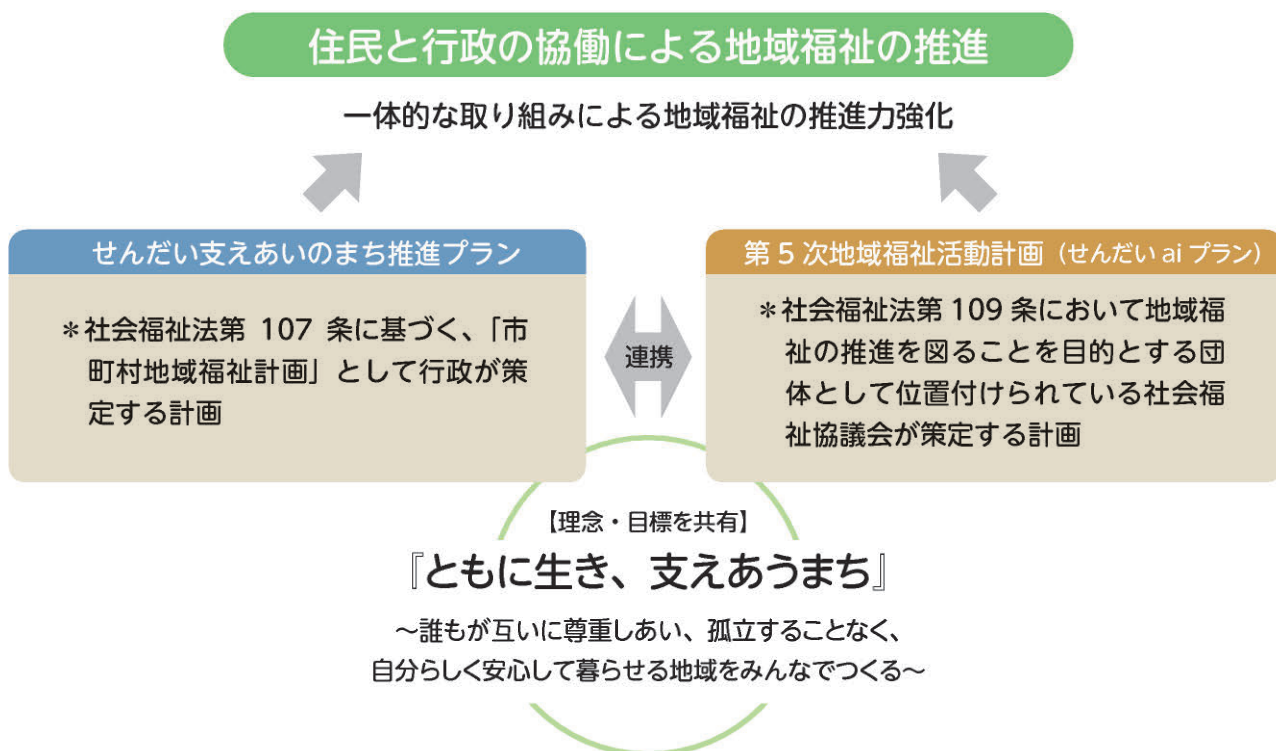
5 「せんだい支えあいのまち推進プラン」(行政計画)との関連

仙台市においては、社会福祉法107条に基づいた地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として、「せんだい支えあいのまち推進プラン」(行政計画)を策定し、高齢者福祉、児童福祉、その他福祉に関し共通して取り組むべき事項や施策を盛り込んでいます。

本活動計画と「せんだい支えあいのまち推進プラン」(行政計画)は、ともに地域福祉の推進を目指すという共通の目標を掲げており、住民座談会や地域福祉セミナーを合同で開催するなど一部の策定プロセスも共有した上で、理念や目標、計画の期間を共通のものとするなど、それぞれの役割を活かしながら、緊密な連携を図ってきました。

このような経緯から、本活動計画と「せんだい支えあいのまち推進プラン」(行政計画)は、官・民で地域福祉推進の方向性を同じにする「両輪」の関係にある計画といえます。

関係イメージ図



計画の期間



6 活動目標及び活動の方向性

本活動計画では、基本理念を実現するために、住民主体による4つの「活動目標」と、それぞれの活動目標を達成するための「活動の方向性」を定めました。

基本理念

『ともに生き、支えあうまち』

～誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、
自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる～

活動目標

活動の方向性

活動目標 1

身近な福祉課題に
気づく力を高める

- ①身近な住民同士や世代を超えた交流の推進
- ②自然な気かけ合いができる環境や仕組みづくり
- ③身近な相談機能の強化

活動目標 2

地域の課題や良さを共有
する場づくりを進める

- ①課題やニーズ、地域の強みを共有する場づくりの推進
- ②課題解決を図るネットワーク構築の推進
- ③身近な課題やニーズ、地域の良さを知る・学ぶ機会をつくる

活動目標 3

解決のために行動する

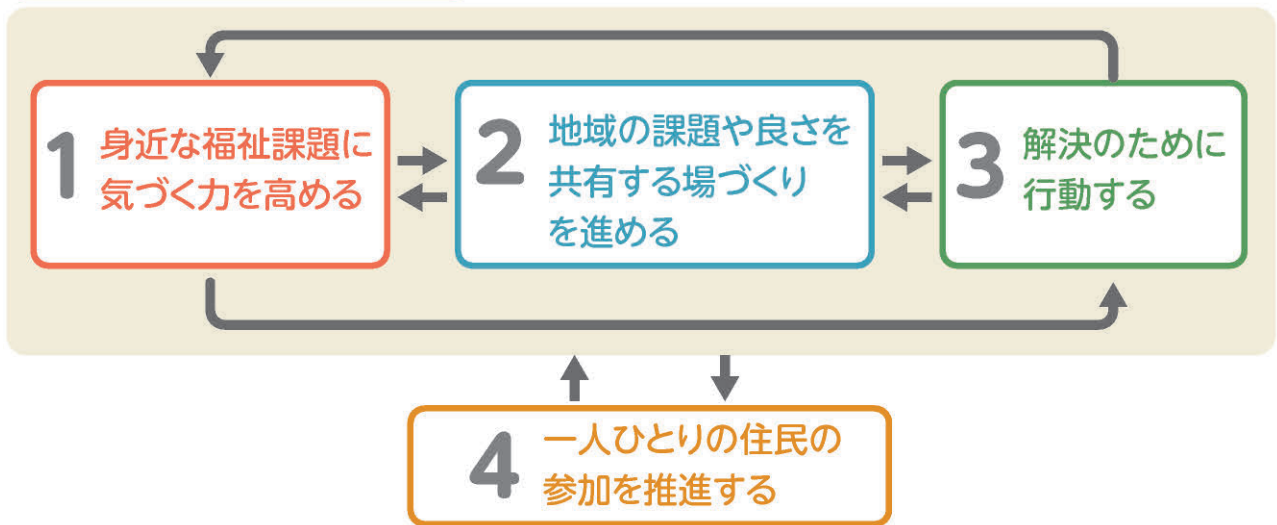
- ①住民同士が支え合い、助け合う活動の推進
- ②コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置する
仙台市社会福祉協議会や地域包括支援センター等の支援機関との連携協力
- ③行政や福祉活動団体、福祉施設など多様な主体との協働の推進
- ④地域福祉活動の資源の活用と充実
- ⑤ニーズに応じた新たな活動の実施やサービスの提供
- ⑥新型コロナウイルス等の感染症予防に留意したつながりを切らない地域活動の工夫

活動目標 4

一人ひとりの住民の
参加を推進する

- ①住民の主体的参画、ボランティア活動の推進
- ②地域で活動するボランティア、リーダー、コーディネーターの発掘と育成
- ③活動に参加しやすい仕組みづくりの推進
- ④多様な活動主体・地域資源とつながる
- ⑤地域福祉活動の広報強化

それぞれの「活動目標」の関係性



- 身近な福祉課題に「気づき」、そのことを「共有し」、そして、福祉課題解決のために「行動する」ことが大切ですが、必ずしも「気づき」からスタートするとも限りません。まずは、話し合う機会をつくり、その中から「気づき」が生まれるかもしれません。また、「気づき」から、すぐに「行動し」、その結果を「共有し」、新たな「行動」に展開する可能性もあります。
- よって、活動目標1、2、3については、活動目標1からの一方通行となるだけでなく、互いに行き来する関係性もあり、且つ連続性を持たせて取り組むことが大切です。
- また、活動目標2においては、「課題」を「共有」することだけでなく、「自分が住む地域の良いところ」、「地域の強み」を「共有」することも大切です。そのような機会をつくることは、地域に愛着を持つことにつながり、更には、活動目標4の「住民参加」につながることも考えられます。



(1)活動目標1 「身近な福祉課題に気づく力を高める」

地域内の人と人とのつながりの希薄化などにより、生活上で抱える不安や支援ニーズが見えにくくなっている中で、高齢化、人口減少、社会的な孤立、生活困窮などから生ずる問題を早期に発見し、解消していく努力が求められています。

また、既存の制度やサービスだけではなく、住民同士の多様な関わりや互助の意識を高めることで、身近な地域だから気づく、そこで生活しているからこそできる行動が、より柔軟で強い地域の福祉力を育み、安心して生活できる地域づくりにつながります。東日本大震災のような災害があった場合、身近な住民相互の支え合い、助け合いが発災直後の地域での大きな力になったことは既に経験しており、今後も期待されます。

課題解決のため、暮らしている地域全体で多様な福祉課題について学び、困っている人の声を聞き逃さず、問題が大きくなることを未然に防ぐために地域としていち早く対応できるよう、「身近な福祉課題に気づく力を高める」ことを活動目標1とします。

活動の方向性

1 身近な住民同士や世代を超えた交流の推進

- 住民同士の小さな変化や異変、困りごとを感じたり、気づききっかけとして、おまつりなどの地域の恒例行事や身近なサロンなどによる交流の機会を広げる。
- 地域活動に興味を持ち、また、多くの参加、協力を得るために小中学生やその親世代、高齢者、障害のある方などのさまざまな地域住民と企業や社会福祉法人などのさまざまな活動主体に働きかける。

2 自然な気かけ合いができる環境や仕組みづくり

- 日頃からの意識啓発や研修などを行い、住民がご近所を気にかける思いやりの気持ちを育み、継続的で自然且つ緩やかな安否確認がしあえる環境づくりを進める。
- 東日本大震災の経験を忘れず、災害時でも途切れることのない住民同士の交流や支え合い活動を推進する。
- 「支える側」、「支えられる側」に分かれるのではなく、小中学生、高校生、大学生、若い世代、高齢者など、さまざまな世代が、互いに『支え合う』ことを意識する風土を広報や世代間交流などを通して醸成する。

3 身近な相談機能の強化

- 自分自身や身近な人の困りごとなどについて、町内会、地区社協、民生委員児童委員などの地域における身近な相談先、あるいは地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置する仙台市社会福祉協議会区支部事務所などの支援機関は相談しやすい環境や仕組みづくりを進め、問題を早期に発見する機能強化を目指す。

気づく!

活動事例紹介

福祉ポスト設置による福祉ニーズを収集する取り組み ～寺岡地区社会福祉協議会～

寺岡地区社会福祉協議会では、「地域住民の『具体的な個人の困りごと』は、どうすれば見えてくるのか」を検討し、`気軽に、`いつでも、要望を言える仕組みとして、地区内3つの集会所の前に「福祉ポスト」を設置しました。

ゴミ出しに困っている方の支援につながったり、町内会や防犯に関わる要望を各団体へつなげたりと、地域への要望全般からちょっと気になることまで、地域住民の声に気づくツールとして活用されています。



小地域福祉ネットワーク活動を担う貴重な人材、`福祉委員、！

地区社協には、見守り活動や生活支援、サロン活動などを担う**福祉委員**等の呼称で活動する活動者がいます。地域により、福祉協力員、福祉員、福祉ボランティア、ふれあいサンなど呼称はさまざま、その活動や役割、体制も地域によって違いはありますが、主に小地域福祉ネットワーク活動を担う人材として定着しています。町内会が**福祉委員**を選んでいる地域もあります。

福祉委員等は同じ地域で暮らす住民だからこそ、普段の暮らしの様子から、ちょっとした変化に気づくことができる特徴があります。そして、住民相互の関係の希薄化が危惧される中、地域の中で互いに気にかけて、つながりの輪を支えています。



(2)活動目標2 「地域の課題や良さを共有する場づくりを進める」

地域福祉の推進には、身近な地域の福祉課題やニーズを知り、地域のことを皆で話し合い、気になる福祉課題について、共有、共感したり、解決に向けて自ら取り組む手法を学んだり、地域でできることを考えたりするプロセスが大切です。更に、地域の良いところや地域の強みも共有する機会をつくることは、地域に愛着や関心を持つことにつながります。

また、地域でのつながりの重要性を確認し、地域の活動主体がそれぞれに備えているさまざまな気づきの視点や情報を活かして、お互いを気にかけて関係づくりを進め、地域の問題や課題を身近なものとして捉えることが大切です。

地域のさまざまな活動主体が課題や地域の良さを共有し、人と人、人と組織、組織と組織が協力して課題解決への新たな取り組みにチャレンジし、そのネットワークの広がりを推進するために「地域の課題や良さを共有する場づくりを進める」ことを活動目標2とします。

活動の方向性

1 課題やニーズ、地域の強みを共有する場づくりの推進

- 課題やニーズ、地域の強みを把握する機会として、住民主体の座談会などの開催や地域ケア会議などの専門機関会議、被災者支援会議など課題や対象者ごとの会議、活動主体同士の合同会議や連携会議など、住民同士、団体同士などで課題やニーズ、地域の強みを共有する場づくりに加え、さまざまな活動主体が持っている情報や知識、経験を共有し合える場づくりを推進する。

2 課題解決を図るネットワーク構築の推進

- 活動主体同士が日頃から顔の見えるつながりを通して、それぞれの活動への理解を深め、地域における課題解決のための協議、協働の場を増やしていく。
- 担い手不足やノウハウの蓄積不足、情報発信力の弱さ、活動場所の確保などの活動主体の課題について、お互いの活動を支え合いながら解決に取り組めるよう、それぞれの活動主体の強みや幅広い関係性を活かし、更なるネットワークの構築を推進する。

3 身近な課題やニーズ、地域の良さを知る・学ぶ機会をつくる

- 身近な課題を地域住民全体で考えていくため、地縁組織や支援機関の活動状況、課題、ニーズ、地域の良さなど、地域の状況を知り、そして理解するとともに、解決に向けた活動事例を通じた知識・ノウハウを学ぶ機会をつくる。

共有
する!

活動事例紹介

地域の課題を話し合う機会をつくる取り組み ～安養寺地区社会福祉協議会～

安養寺地区社会福祉協議会では、地域を構成する4つの町内会が継続的に集まり、ワークショップを通し、我が事として、地域のさまざまな問題について話し合い、共有する機会をつくりました。ワイワイガヤガヤと楽しく議論を重ねた結果、地区全体及び町内会ごとに取り組む課題を決め、解決策を検討しています。



住民座談会を開催しました!

本活動計画策定にあたっては、支え合い活動を行う上での課題や工夫について、住民の皆様の声をお伺いするため、本活動計画策定等委員会副委員長である東北福祉大学村山くみ先生にファシリテーター役となっただき、**住民座談会**を開催しました。

住民座談会では地域が抱えている課題だけではなく、それぞれの地域の良いところや強みも出されました。

ファシリテーター役の
東北福祉大学 村山くみ先生



(3)活動目標3 「解決のために行動する」

地域には、年齢も職業も家族構成も違い、障害のある方、介護や子育てをしている方など、さまざまな住民が暮らし、生活環境や住まいの問題、経済的な問題など、複合的な問題を抱えながら、生活している方がいます。多様な地域性の中で福祉の充実を図るためには、身近な関係を大切にし、お互いさまの活動を行うことが重要です。

近年の福祉課題は、複雑化、深刻化する傾向が見られ、単独の支援では行き詰ることがあります。活動主体は、取り組む支援の視点や手法を広げ、単独で難しい場合は複数の支援者で連携・協力し、弱みを補い強みを活かして、身近な支援と広域の支援、活用できるあらゆる制度・サービスを組み合わせるなど、支援の層を厚くすることが大切です。

継続的に行動するための資源の活用やニーズに応じた柔軟な活動・サービス開発、ネットワーク構築など、さまざまな活動主体が活動目標1及び2の取り組みの中で、気づいた問題と見出した課題に対して、「解決のために行動する」ことを活動目標3とします。

活動の方向性

1 住民同士が支え合い、助け合う活動の推進

- 社会的な孤立や生活の困りごとなどの問題が大きくなることを未然に防ぐために、地域福祉活動の基盤となる住民主体の見守り・生活支援活動を推進する。

2 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置する仙台市社会福祉協議会や地域包括支援センター等の支援機関との連携協力

- 円滑に地域福祉を推進するため、住民主体の地域福祉活動を支援するCSWが配置されている仙台市社会福祉協議会や地域包括支援センター等の支援機関と連携し、協働による包括的な地域支援体制を構築する。

3 行政や福祉活動団体、福祉施設など多様な主体との協働の推進

- 複雑な地域課題に対応するため、公的制度・サービス、民間サービスなど、さまざまな仕組みを重ねながら活用するとともに福祉活動団体、福祉施設、企業、学校などのそれぞれ独自の特徴を持つ主体と連携、協働しながら活動を進める。

4 地域福祉活動の資源の活用と充実

- 地域福祉活動に係る財源確保のために、共同募金などの活用や助成金情報を収集し活用する。
- 地域福祉活動を応援する企業や社会福祉法人等と人材、資金、アイデアなど、それぞれが持つ強みとなる資源を活用するなど、連携を進める。
- 地域バザーや寄附の呼びかけなど地域福祉活動に係る財源を自ら生み出す仕組みづくりを進める。

5 ニーズに応じた新たな活動の実施やサービスの提供

- 既存の福祉制度やサービスでは解決できないニーズに対応するため、関係する複数の団体や地域福祉活動を支援するCSWが配置されている仙台市社会福祉協議会や地域包括支援センター等の支援機関と協働して新たな活動やサービスをつくり、提供する。

6 新型コロナウイルス等の感染症予防に留意したつながりを切らない地域活動の工夫

- これまで培われた地域住民同士のつながりを絶やさず、誰もが安心して暮らせるよう、新型コロナウイルス等の感染症予防に留意しながら、これまでのコロナ禍における地域活動の工夫を活かした活動を進めていく。

行動
する!

活動事例紹介 住民主体による訪問型地域支え合い活動の取り組み ～特定非営利活動法人 FOR YOU にこにこの家～

特定非営利活動法人 FOR YOU にこにこの家では、地域の高齢者などの困りごとに対応するため、生活サポーターを募り養成し、掃除や外出の付き添いなどの訪問型家事支援サービスを有償で行っています。

地域の方によるサポートを受けながら、そして、ある時はサポートしながら、地域で暮らしていくための小さなつながり、支え合いを大切に活動を目指し取り組んでいます。



(4)活動目標4 「一人ひとりの住民の参加を推進する」

高齢者や障害者、困っている人達等への支援活動は、その分野の専門職でなければできないといったイメージを持っていたり、参加したいと思ってもどうしたらいいかわからなかったりするなど、地域福祉活動への参加に関する“壁”が存在し、その結果、担い手不足が生じるなど大きな課題となっています。

地域福祉活動は、日常生活の中で住民同士が協力して取り組んでいくことが大切であり、課題やニーズにより参加の方法も多種多様です。また、地震や水害などの災害があった場合、誰もが支援を必要とする可能性がある中で、「自分が支援する地域は、自分を支援してくれる地域にもなる」ことを理解し、またその実現を信じて、住民の地域福祉活動への参加を推進することが重要です。

自分が住んでいる地域の課題を自らの課題と捉え、これまで蓄積してきた知識や経験を活用し、できることを積極的に地域福祉活動へつなげ、地域の福祉力や課題解決力を高め、福祉の充実した地域の実現に向けて、「一人ひとりの住民の参加を推進する」ことを活動目標4とします。

活動の方向性

1 住民の主体的参画、ボランティア活動の推進

- 一人ひとりの住民が主体的に取り組む意欲を持ち、また、幅広い世代に地域づくりは自分達の課題であるという意識啓発を進め、主体的な参加を推進する。
- 主体的に取り組む意欲を支援につなげるよう、ボランティアとして、地域福祉活動に参加する機会を広める。

2 地域で活動するボランティア、リーダー、コーディネーターの発掘と育成

- 活動が継続的に続けられるようスキルアップ研修や、活動者同士による事例検討、情報交換などを行い、活動の継続や発展、関係者同士のつながりを深めるとともに、人材発掘や育成を進める。

3 活動に参加しやすい仕組みづくりの推進

- 幅広い世代が自分達の生活スタイルに合わせて活動に参加できるよう、スポット的なイベントへの参加協力や、活動内容の負担軽減など、地域福祉活動への参加形態の幅を広げる工夫をし、参加しやすい仕組みや活動メニューづくりを推進する。

4 多様な活動主体・地域資源とつながる

- 効果的な地域福祉活動とするため、また活動の担い手の幅を広げるためにも、子ども会、老人クラブなどさまざまな団体や施設、企業、学校などのそれぞれ独自の特徴を持つ多様な地域資源とつながることを推進する。

5 地域福祉活動の広報強化

- 一人ひとりの住民が、自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域福祉活動に参加してもらえるよう、回覧板、チラシ、ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等さまざまな手法により、地域福祉活動の目的、大切さを伝える広報を強化する。

活動事例紹介

地域における学習支援活動 ～「てらこや」の活動 吉成学区社会福祉協議会～

「お母さんが病気がちで、お子さんの学力低下を心配している家庭がある、何か良い方法はないか」という役員の声から始まり、吉成学区社会福祉協議会では、「てらこや」と名前をつけた活動を行っています。この活動は、町内会長、民生委員児童委員、市民センター、学校の先生や学校支援地域本部のスーパーバイザーの協力を得ながら、小学校の教室を会場に夏季・冬季の休みの期間中、小学校低学年を対象に地域住民が先生になり、学習支援を行ったり、紙芝居やけん玉など昔遊びを一緒に行ったり、といった活動をしています。かつて、「てらこや」で学んでいた中学生もボランティアとして参加しています。この活動は、地域の将来の担い手を育てることにもつながっています。



小地域福祉ネットワーク活動のコーディネート役、`地域福祉活動推進員、！

地域でさまざまな人や団体が連携し、活動を充実させていくためには、コーディネート役の存在が必要です。

地域福祉活動推進員は、小地域福祉ネットワーク活動の推進を図ることを目的に、地区社協会長の推薦に基づき仙台市社協会長が委嘱しています。主な役割として、①小地域福祉ネットワーク活動を進める上での関係者及び関係団体等との意見調整・連絡調整、②事業の計画書や報告書の作成、関係者との連絡調整や各種事業の企画立案などの役割を担います。

地域福祉活動計画

第Ⅲ章 仙台市社会福祉協議会の具体的な取り組み

第Ⅱ章では、基本理念を実現するための住民主体による「活動目標」と「活動の方向性」を定めましたが、改めて、本会は行政機関や福祉団体、住民組織、社会福祉法人等の多様な主体とネットワークを持ちながら、地域福祉を推進する中核的な団体として、その役割を果たしていかなければならないことが再確認されました。(仙台市社会福祉協議会の説明については、8ページを参照。)

そこで、本会がCSWを中心に地域活動を支援する多様な主体とネットワークの構築を展開し、住民主体の地域活動の支援を実施するにあたり、本章では、「活動目標」を達成するための「活動の方向性」ごとに、本会が取り組むべき事項を盛り込みました。

取り組みにあたっては、地域住民に頼られる存在になり、さまざまな課題を受け止め、地域住民とともに解決し、更には地域の福祉力を向上させることを目指すため、CSWの技量を向上させるとともに、研修などによる資質向上や体制の強化に努めていきます。

また、本活動計画の冊子及び概要版を作成し配布するとともに、ホームページや社協だよりなどの広報媒体を活用した周知に努め、地域福祉セミナーなど本会が開催する研修会やさまざまな活動主体の会議、研修の場などを活用し、本活動計画についての理解を深める取り組みを行います。

シー・エス・ダブリュー

CSWにご相談ください!

●CSWとは?

「コミュニティソーシャルワーカー」(Community social worker)の略称で、仙台市社会福祉協議会の各区支部事務所に配置されています。地域の福祉課題解決に向け、地域で活動する個人や団体、専門機関、福祉制度など、さまざまな社会資源を活かし、結びつけながら、誰もが暮らしやすい地域づくりを地域住民と一緒に進める活動をしています。



CSWを交えての話し合いの様子

●CSWはどんなことをする?

普段から地域の社会資源などの状況把握に努め、各団体同士の顔の見える関係づくりや活動支援を行っています。地域での住民主体の活動に関することや暮らしの困りごとの相談を受け止め、必要とされる支援や社会資源に**つなぐ**ことや、把握した課題を地域の関係者で協力しながら解決を図るための**情報共有の場づくり**、関係する支援者の**役割の調整**や**連携の強化**をしながら解決に向けたサポートを行います。また、課題解決に向けた新たな取り組みや担い手の育成等、地域の資源や人材の発掘の面でもサポートし、地域の支え合い・助け合い活動の向上に取り組めます。

1

活動目標1 「身近な福祉課題に気づく力を高める」を達成するための取り組み

活動の方向性

- (1)身近な住民同士や世代を超えた交流の推進
- (2)自然な気かけ合いができる環境や仕組みづくり
- (3)身近な相談機能の強化



①交流の機会を広げる支援を行います。

- 地域内のイベントやサロンなどの内容について、他地域の事例の提供、ボランティアの紹介、助成金情報の提供などを行いながら、企画段階から一緒に考え、より効果的な交流の機会が広がるよう支援する。

②地域福祉活動、地域課題に興味関心を持ってもらうよう普及啓発を行います。

- 社協だよりやボランティアセンターだよりなどの広報誌や本会のホームページに、見やすさ、伝わりやすさを工夫しながら、地域福祉活動に関する情報を掲載し、発信する。
- 地域の実情に即したテーマを設定するとともに、多くの方々に伝わる周知方法を工夫し、地域福祉セミナーやボランティアフォーラムを地域福祉推進について考える機会として開催する。
- 子どものころから、多様性への理解や支え合い活動に関心を持ってもらうよう児童生徒を対象とした福祉教育事業を行う。

③地域住民が行う普及啓発の活動を支援します。

- 自分の住んでいる地域に関心や愛着を持ってもらうために、広報誌やチラシ、ホームページなどを地域住民が作成する際に、必要な情報提供や助言を行う。
- 地域住民が行う活動、さまざまな活動主体が行う活動を互いに知り、そして連携するため、福祉活動団体、福祉施設、企業、学校などの団体との関係づくりの支援を行う。

④さまざまな制度により、また、関係機関と連携しながら、相談に対応します。

- 住民主体の活動やボランティア・NPOの活動に関する組織運営や活動内容などの相談を受け止め、CSWが中心となり、その解決を図る。
- 個別の生活の困りごとの相談について、丁寧に話を聞き、ボランティアが必要であれば、そのコーディネート、生活困窮に関することであれば、貸付事業やフードバンク事業へ、権利擁護に関することであれば、日常生活自立支援事業(まもりーぶ)や成年後見制度へのつなぎを行うなど、ニーズに応じた制度や関係機関との連携により、その解決を図る。

2 活動目標2 「地域の課題や良さを共有する場づくりを進める」を達成するための取り組み

活動の方向性

- (1) 課題やニーズ、地域の強みを共有する場づくりの推進
- (2) 課題解決を図るネットワーク構築の推進
- (3) 身近な課題やニーズ、地域の良さを知る・学ぶ機会をつくる



①関係者が集い話し合う場づくりの支援を行います。

- 自分が住んでいる地域について考え、地域の課題や良さを共有するため、住民主体の話し合いの場である住民座談会が、有意義で、また継続的な開催となることを目指し、その進め方や話し合う内容について、一緒に考え、企画の段階から支援する。
- 地区社会福祉協議会会長会議、地域福祉活動推進員連絡会、各種会議や研修会を開催する。

②さまざまな活動主体がつながる支援を行います。

- 地域の課題解決を図るために、関係するさまざまな活動主体で構成されるネットワークづくりを進めるとともに、必要に応じて、新たな社会資源や仕組み、人材をネットワークに加えコーディネートする。
- ボランティア団体、企業、子ども食堂、生活困窮者支援団体など、さまざまな活動主体が参加する場をつくる。
- 地域の資源とニーズをつなぐマッチングポータルサイトを活用するなど、さまざまな活動主体が持つ課題や強みを、見える化し、互いがつながるきっかけをつくる。

③地域の状況を把握する活動を支援します。

- ニーズを把握するための住民主体によるアンケートなどの社会調査活動をはじめ、広報誌、チラシなどによる地域情報発信の取り組みについて、その進め方や内容を一緒に考え、情報提供、助言を行う。
- 社協だよりやボランティアセンターだよりなどの広報誌や本会のホームページに、見やすさ、伝わりやすさを工夫しながら、地域福祉活動に関する情報を掲載し、発信する。 【再掲】

④研修会などの学びの場づくりを支援します。

- 住民主体で開催する研修会が、充実した学びの機会となるよう講師や他地域の活動事例を紹介するなど、企画の段階から支援する。
- 地域の福祉力の向上を目指すため、地域の実情に応じたテーマ設定を工夫し、地域活動者や地域住民を対象とした小地域福祉ネットワーク研修会、ボランティア育成講座などの学びの機会をつくる。

3 活動目標3 「解決のために行動する」を達成するための取り組み

活動の方向性

- (1)住民同士が支え合い、助け合う活動の推進
- (2)コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置する仙台市社会福祉協議会や地域包括支援センター等の支援機関との連携協力
- (3)行政や福祉活動団体、福祉施設など多様な主体との協働の推進
- (4)地域福祉活動の資源の活用と充実
- (5)ニーズに応じた新たな活動の実施やサービスの提供
- (6)新型コロナウイルス等の感染症予防に留意したつながりを切らない地域活動の工夫



①小地域福祉ネットワーク活動の更なる促進につながる支援を行います。

- 小地域福祉ネットワーク活動を行うための助成を引き続き行うとともに、見守り活動の充実、新たなサロンの立ち上げ、地域の抱える課題への対応の仕方など、活動の在り方に関する相談に応じる。
- 小地域福祉ネットワーク活動の助成対象事業の実態を把握し、更なる活動の充実のため、必要な助成体系の見直しを図る。

②CSWの技量・資質を向上します。

- 住民からの信頼をもとに、さまざまな課題を受け止め、地域住民とともに解決しながら、地域福祉の向上を目指すため、研修などを通じたスキルアップを図るとともに体制強化に努める。

③住民主体の地域福祉活動に関するさまざまな相談を受け止めます。

- 住民主体による地域福祉活動に伴走しながら、効果が期待される情報の提供や、活動のためのツール作成の支援などを地域包括支援センター等の支援機関と連携しながら行う。

④生活困窮や複合的な課題を抱える世帯の相談を受け止めます。

- 地域包括支援センターや生活困窮者支援に取り組む事業所などの専門相談支援機関を始め、区役所等の行政機関、民生委員児童委員や町内会役員などの地域活動者とネットワークをつくりながら、課題を抱える世帯の自立に向けた支援を行う。
- 児童、障害者、高齢者等の福祉分野はもとより、医療、司法、企業、NPO等の幅広い関係者と連携した多機関協働による支援体制を構築し、その充実に努める。

⑤住民主体の地域福祉活動が必要とする地域資源や仕組みをつなげる支援を行います。

- 地域課題解決に必要な地域資源や仕組みを把握するとともに、その連携や活用の方法を提案し、コーディネートする。

⑥さまざまな活動主体同士の情報交換や学びの場をつくります。

- 地域課題に対し、地域と企業が連携した活動に取り組めるよう、地域貢献活動の意義や考え方を学ぶ機会として、セミナーを開催する。
- 社会福祉法人の地域における公益的な取り組みがより効果的に展開できるよう連携の場づくりを進めるとともに、必要に応じて個別の法人の特性や地域の福祉ニーズを踏まえた事業モデルを一緒につくり上げていくなどの支援を行う。

⑦地域活動に係る財源確保の支援を行います。

- 地域福祉活動に活用できる共同募金や本会の助成金に加え、他に活用できる助成金情報を提供するとともに、助成金申請に際しての支援を行う。
- 地域福祉活動に係る財源を自ら生み出す仕組みづくりについて、情報提供や助言を行う。

⑧新たな活動の仕組みづくりの支援を行います。

- 解決が難しい地域課題に対して、地域福祉活動や人、制度、関係機関などを組み合わせながら、地域の実情に合った新たな活動の仕組みをつくることを目指し、関係機関のネットワーク化を図り、情報提供を行う。
- 地域住民が主体となった取り組みを更に推進するきっかけとして、地域における座談会の開催を支援し、地域独自の新たな活動の仕組みづくりや計画づくりにつなげる。

⑨新型コロナウイルス等の感染症予防に留意した活動の展開を後押しします。

- 他地域の工夫した地域活動事例の情報を集約し、情報提供する。
- 地域福祉活動における感染症対策に係る経費を助成する。
- 活動の留意点や感染予防対策に関する相談に対応する。
- パソコンやタブレット、スマートフォンなどを使い、会合や支え合い活動を行うなどのICTを活用した取り組みについて、研修や情報提供を通じた支援を行う。

4 活動目標4 「一人ひとりの住民の参加を推進する」を達成するための取り組み

活動の方向性

- (1)住民の主体的参画、ボランティア活動の推進
- (2)地域で活動するボランティア、リーダー、コーディネーターの発掘と育成
- (3)活動に参加しやすい仕組みづくりの推進
- (4)多様な活動主体・地域資源とつながる
- (5)地域福祉活動の広報強化



①地域福祉活動、地域課題に興味関心を持ってもらうよう普及啓発を行います。【再掲】

- 社協だよりやボランティアセンターだよりなどの広報誌やホームページに、見やすさ、伝わりやすさを工夫しながら、地域福祉活動に関する情報を掲載し、発信する。
- 地域の実情に即したテーマを設定するとともに、幅広い方々に伝わる周知方法を工夫し、地域福祉セミナーやボランティアフォーラムを地域福祉推進について考える機会として開催する。
- 子どものころから、多様性への理解や支え合い活動に関心を持ってもらうよう児童生徒を対象とした福祉教育事業を行う。

②地域住民が行う普及啓発の活動を支援します。【再掲】

- 自分の住んでいる地域に関心や愛着を持ってもらうために広報誌やチラシなどの広報媒体を地域住民が作成する際に、必要な情報提供や助言を行う。
- 地域住民が行う活動、さまざまな活動主体が行う活動を互いに知り連携するため、福祉活動団体、福祉施設、企業、学校などの団体との関係づくりの支援を行う。

③地域住民の地域福祉活動への参加を支援します。

- 地域福祉活動に関心のある住民のボランティアに関する相談に丁寧に対応し、活動につなげる。
- 支え合いの大切さと必要性を学ぶ機会として、ボランティアに関する講座や夏のボランティア体験会を開催し、継続的な活動への参加促進と地域を支える担い手の育成など福祉教育を推進する。
- 幅広い世代が地域福祉活動に参加できることを目指し、負担感の軽減や気軽に参加できる仕組みづくりなどに関する地域団体からの相談を受け止め、一緒に考え、解決に努める。
- 地域における座談会の開催を支援し、地域住民の地域福祉活動への参画を促す。

④研修会などの学びの場づくりを支援します。【再掲】

- 住民主体で開催する研修会が、充実した学びの機会となるよう講師や他地域の活動事例を紹介するなど、企画の段階から支援する。
- 地域の福祉力の向上を目指すため、地域の実情に応じたテーマ設定を工夫し、地域活動者や地域住民を対象とした小地域福祉ネットワーク研修会、ボランティア育成講座などの学びの機会をつくる。

⑤さまざまな活動主体がつながる支援を行います。【再掲】

- 地域の課題解決を図るために、関係するさまざまな活動主体で構成されるネットワークづくりを進めるとともに、必要に応じて、新たな社会資源や仕組み、人材をネットワークに加えコーディネートする。
- ボランティア団体、企業、子ども食堂、生活困窮者支援団体など、さまざまな活動主体が参加する場をつくる。
- 地域の資源とニーズをつなぐマッチングポータルサイトを活用するなど、さまざまな活動主体が持つ課題や強みを、見える化し、互いがつながるきっかけをつくる。



5 取り組みの指標

活動目標ごとに掲げた取り組みが、どの程度推進され、又はどのような状態にあるのかなど、定期的に進捗状況を把握し、必要に応じて事業の見直しなどを行うことが重要です。そこで、活動目標ごとに指標を抽出し、2年後、6年後の目安としての目標値を定めることとします。

目標値については、指標ごとにCSWの業務記録や地区社協の小地域福祉ネットワーク活動報告書などの過去3年間の数値の変化をもとに、増加率を加味し、設定しました。

なお、本会が取り組む他の事業についても、目標値を用いながら、進捗管理を行い、着実な取り組みを進めていくとともに、相談内容や対応方法の質的な分析も併せて行うこととします。

(1) 活動目標1「身近な福祉課題に気づく力を高める」を達成するための取り組み

身近な福祉課題に気づく力を高めることは、さまざまな地域の問題にいち早く対応し、解消することにつながります。住民同士が互いの小さな変化や異変、困りごとに気づききっかけとして、サロンなどによる交流の機会を広げることが大切です。そして、気づいた住民からの相談に、本会は丁寧に対応することが必要なため、次の指標を設定します。

指標	現状値 (R元年度)	目標値	
		R4年度	R8年度
交流の機会となるサロン活動に関する相談対応件数	188件	280件以上	480件以上
個人や世帯の困りごとに関する相談対応のうち、本人、家族以外の地域住民から相談を受けた件数	97件	120件以上	170件以上

(2) 活動目標2「地域の課題や良さを共有する場づくりを進める」を達成するための取り組み

地域の課題や良さを地域のさまざまな活動主体が集まり共有する場づくりが進むことは、ネットワークをつくりながら課題解決への新たな取り組みにチャレンジしたり、地域に愛着や関心を持つことにつながります。そのために、まずは、本会のCSWが、地域に赴き、会議などに参加し、住民の声を聞くことが大切です。その上で、地域の課題や良さを共有する機会の内容について、本会は相談に応じ、支援する必要があるため、次の指標を設定します。

指標	現状値 (R元年度)	目標値	
		R4年度	R8年度
地域の会議や話し合いにCSWが参加した回数	810回	930回以上	1,100回以上
人材育成や研修企画に関する相談対応件数	254件	390件以上	530件以上

(3) 活動目標3「解決のために行動する」を達成するための取り組み

身近な関係を大切にし、できる範囲で住民同士お互いさまの活動を行うことは、地域の課題の解決につながります。見守り活動や日常生活支援活動、サロン活動を内容とする小地域福祉ネットワーク活動は、住民同士が支え合い、助け合う活動であり、さまざまな課題の解決のための地域福祉活動の基盤と考えます。この活動の更なる促進を目指す必要があるため、次の指標を設定します。

指標	現状値 (R元年度)	目標値	
		R 4年度	R 8年度
小地域福祉ネットワーク活動に関する相談対応件数	241 件	320 件以上	600 件以上
小地域福祉ネットワーク活動におけるサロン活動の参加者数 (延べ数)	80,728 人	90,000 人以上	100,000 人以上

(4) 活動目標4「一人ひとりの住民の参加を推進する」を達成するための取り組み

自分が住んでいる地域の課題を自らの課題と捉え、積極的に地域福祉活動に参加する住民が増えることは、その地域の福祉の充実につながります。そのために、本会は地域福祉活動に関する普及啓発やボランティアに関する相談対応などの取り組みを通して、住民参加の推進を目指す必要があり、次の指標を設定します。

指標	現状値 (R元年度)	目標値	
		R 4年度	R 8年度
小地域福祉ネットワーク活動における安否確認活動の支援者数	5,677 人	6,000 人以上	6,400 人以上
ボランティア保険の加入受付人数	17,005 人	18,000 人以上	20,000 人以上



地域福祉活動計画

第Ⅳ章 計画の推進と評価

計画を推進していくにあたっては、さまざまな活動主体が、本活動計画の基本理念や活動目標を共有しながら、地域福祉活動に参加し、連携しながら活動を展開することが重要となります。

そのため、それぞれの活動主体が本活動計画について共通理解を深める取り組みを一層強化し、実際の地域福祉活動や本会における地域福祉活動を支援する取り組みが、本活動計画の基本理念に結びついていくかを、継続的に検証する必要があります。

特に、仙台市内の概ね小学校区や地区連合町内会の区域ごとに設置されている地区社協は、それぞれの地域の生活実態や福祉課題に即した住民主体の活動を行っており、地域福祉活動を推進する上で、とても大きな役割を担っていることから、地区社協の取り組みを定期的に把握していくことは、本活動計画を推進する上では欠かせない作業となります。

そこで、本活動計画の推進にあたっては、それぞれの活動主体へのヒアリング調査を行うとともに、地区社協へのアンケート等により地域福祉活動の実態を把握し、更には、本会が取り組む事業の実施状況を踏まえながら、評価を行っていくことが必要です。

なお、評価にあたっては、地区社協や民生委員児童委員、町内会、NPO等地域に密着した活動を行っている方や福祉、介護、医療関係者、そして行政の代表者等で構成される委員会を設置し、本活動計画の推進状況の評価を行っていきます。

推進イメージ

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	第5次地域福祉活動計画の期間						
「住民主体の地域福祉活動」 の実態把握	○		○			○	
関係団体への ヒアリング調査			○			○	
仙台市社協の取り組み (本会各事業等) の評価	○	○	○	○	○	○	
委員会	各年度に開催						

地域福祉活動計画

第V章 計画策定のプロセス

1 第5次地域福祉活動計画策定等委員会における協議

本活動計画は、福祉、介護、医療、教育関係者の他、NPO、地区社協、民児協、町内会・自治会、行政の代表など16名の委員で構成する策定等委員会(委員長:学校法人東北学院 常任理事 阿部重樹氏)において協議を進めました。

回数	年月日	協議内容
第1回	令和元年 9月27日	・第5次地域福祉活動計画の考え方及びスケジュールについて ・第4次地域福祉活動計画の中間年までの評価に向けた流れについて
第2回	令和元年 12月17日	・第4次地域福祉活動計画の中間年までの評価について
第3回	令和2年 3月9日	・第4次地域福祉活動計画の中間年までの評価のまとめについて ・第5次地域福祉活動計画策定に向けたスケジュール等について
第4回	令和2年 8月25日	・第5次地域福祉活動計画の方向性及び期間について ・住民座談会の開催について
第5回	令和2年 10月27日	・住民座談会の報告について ・第5次地域福祉活動計画全体構成案について
第6回	令和2年 12月8日	・第5次地域福祉活動計画素案について
第7回	令和3年 1月29日	・第5次地域福祉活動計画中間案について ・パブリックコメントについて
第8回	令和3年 3月18日	・パブリックコメントの結果について ・第5次地域福祉活動計画答申案について



第5次地域福祉活動計画策定等委員会の様子



答申受領式(令和3年3月22日)の様子

2 住民座談会による地域課題及びその解決策・アイデアの抽出

地域社会が抱える課題が複雑化する中、住民主体の支え合い活動や地域のネットワークの重要性が高まっていることから、支え合い活動などの現状や課題、取り組みの工夫等を把握し、本活動計画へ反映させることを目的に仙台市内6地区にて住民座談会を開催しました。

回数	年月日	地区	参加者数【参加団体】
第1回	令和2年 8月29日	将監地区 (泉区)	9名【地区社協・民児協・町内会・市民センター・地域包括支援センター・福祉関係事業者（高齢）・学校関係者】
第2回	令和2年 9月3日	南小泉南地区 (若林区)	12名【地区社協・民児協・地区募金会・日赤奉仕団・老人会・NPO・地域包括支援センター・学校・企業・福祉関係事業者（障害）・のびすく】
第3回	令和2年 9月24日	八幡地区 (青葉区)	10名【地区社協・地区連合町内会・民児協・日赤奉仕団・地域包括支援センター・社会福祉法人・病院・福祉関係事業者・学校】
第4回	令和2年 9月29日	長町地区 (太白区)	11名【地区社協・民児協・復興住宅自治会・地域包括支援センター・福祉関係事業者（高齢）・福祉関係事業者（障害）・NPO】
第5回	令和2年 9月30日	幸町地区 (宮城野区)	13名【地区社協・地区連合町内会・民児協・地域包括支援センター・福祉関係事業者（高齢）・福祉関係事業者（障害）・学校・ボランティア団体】
第6回	令和2年 10月6日	南吉成地区 (青葉区)	9名【地区社協・地区連合町内会・民児協・老人会・地域包括支援センター・社会福祉法人・学校・交番】

*住民座談会で出された主な意見については、巻末の資料編に掲載しています。

3 地域福祉セミナーの開催による活動計画の説明

本活動計画の説明、住民座談会の報告、本活動計画に位置付けた「活動目標」の参考となる実践報告を行い、「地域福祉活動計画」の推進主体が「地域住民」であることを啓発するとともに、地域住民が進める活動の方向性を考える機会としました。

年月日	テーマ	参加対象（参加者数）
令和2年11月6日	ともに生き、支え合うまち ～みんなでつくる地域福祉活動計画～	地区社協・民児協・地域包括支援センター (103名)

4 パブリックコメントの実施

本活動計画の趣旨や内容などを広く市民に公表し、市民の意見をできるだけ多く計画策定に反映させることを目的にパブリックコメントを実施しました。

- 期間:令和3年2月10日から令和3年3月9日まで
- 提出者数:30名 1団体
- 意見数 :63件

用語説明

*この用語説明は主に、本活動計画で用いられている福祉に関わる用語を解説したものです。

あ行

ICT(アイ・シー・ティー)【初出:25ページ】

〔Information and Communication Technology〕(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略称。スマートフォンやタブレット、ビデオ通話ソフトなどの情報通信技術のこと。近年、地域での見守り活動や交流、会議などへの活用も期待されている。

NPO(エヌ・ピー・オー)【初出:1ページ】

〔Non-Profit Organization〕(ノン・プロフィット・オーガニゼーション)の略称で、さまざまな社会貢献活動を行う営利を目的としない民間組織の総称のこと。

か行

貸付事業【初出:22ページ】

本会においては、生活に不安を抱えた低所得、障害者及び高齢者世帯に、資金の貸付と合わせて必要な相談支援を行うことで、その経済的自立や生活意欲の向上を図り、また、在宅福祉及び社会参加を促進し、安定した生活を送れるようにすることを目的とした生活福祉資金貸付事業等を実施している。

学校支援地域本部のスーパーバイザー【初出:20ページ】

学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校ボランティアとしての参加をコーディネートする学校支援地域本部において、事業の企画立案や運営事務などを担い、地域と学校支援のネットワークづくりを中心に行う存在。その地域に住む住民が担う。

共同募金【初出:17ページ】

赤い羽根をシンボルとする共同募金は、戦後、民間の社会福祉施設などに対する財政補填のために行われていた民間の募金活動を制度化したもので、今日では各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となって、社会福祉を目的とするさまざまな事業活動に幅広く配分されている。

子ども食堂【初出:4ページ】

親子や、または子ども1人でも安心して訪れることができる無料、あるいは安い参加費で食事が提供される地域の居場所。「地域交流の拠点」と「子どもの貧困対策」の2つを目的としている。

コミュニティ・センター【初出:7ページ】

地域住民の手による望ましい地域社会づくりの推進に資するため、地域住民の自治的活動の場として設置された施設。



CSW(シー・エス・ダブリュー) (コミュニティソーシャルワーカー)【初出:11ページ】

(21ページ参照)

社会資源【初出:21ページ】

住民の要求や課題を解決していくために活用される施設・機関、個人・集団、制度、資金、法律、知識、技能などの物的、人的資源の総称。また、本活動計画では、地域に限定する社会資源を地域資源と表す。

社会的な孤立【初出:1ページ】

社会的な孤立とは、家族や知人、職場や地域社会との関係が希薄で、他者とのつながりがほとんどないため、生活上の問題が生じたときに支援につながりづらい状態を指す。

社会福祉法【初出:2ページ】

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

社会福祉法107条【初出:10ページ】

市町村地域福祉計画について記載されている条項。市町村地域福祉計画とは、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等(地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者)の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもの。

社会福祉法109条【初出:10ページ】

市町村社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と法的に位置づけられている条項。

社会福祉法人【初出:2ページ】

社会福祉事業(例:特別養護老人ホーム、保育所、障害者支援施設)を行うことを目的として社会福祉法にもとづいて設立されている民間団体を指す。

社会福祉法人の地域における公益的な取り組み【初出:2ページ】

社会福祉法人がその専門性を活かし、地域の関係機関等との連携を図りながら地域の課題に取り組むこと。社会福祉法において、全ての社会福祉法人が実施に努めなければならないものとされており、次の①～③の全てを満たす必要がある。①社会福祉事業・公益事業を行うにあたって提供される福祉サービスである②対象者が日常生活・社会生活上の支援を必要とする者である③無料・低額な料金で提供される

社協だより【初出:21ページ】

社協が発行する会報紙。仙台市社協では、例年、年3回程度発行している。

サロン(活動)【初出:3ページ】

地域の高齢者や障害のある方、子育て家庭などが、身近な地域で集い、交流や仲間づくりを行うための場、またはそうした活動のこと。

小地域福祉ネットワーク活動【初出:3ページ】

住民同士で見守りや声かけ、助けあい、仲間づくりなどの活動を行い、住みよい地域づくりや身近な地域での課題解決を行っていきこうという取り組み。地区社会福祉協議会が主体となり、地域の福祉関係団体等と連携しながら、見守りやサロン活動などを実施している。

生活困窮者【初出:23ページ】

生活困窮者自立支援法で定義される、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

*生活困窮者自立支援法

生活困窮者に対する自立の支援に関する適切な措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律。

成年後見制度【初出:22ページ】

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない方の権利を擁護するため、家庭裁判所から選任された成年後見人などが、本人に代わって、財産の管理や生活上必要な契約などの手続きを行い、本人が安心して暮らせるように支える制度。

赤十字奉仕団【初出:7ページ】

「赤十字のボランティア活動を通じて地域社会に貢献したい」という思いを持った人々によって市区町村ごとに組織されたボランティアグループ。主に、高齢者支援活動や児童の健全育成活動、災害救護・防災活動、赤十字のPR活動などを行っている。

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)【初出:20ページ】

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークづくりを支援するインターネットを利用したサービスのこと。近年は、若い世代に対しての広報などにこのサービスが使われている。

た行

ダブルケア【初出:1ページ】

育児と介護が同時期に発生する状態にあることで、その状態になると心身や経済面で重い負担を強いられることが懸念される。

地域ケア会議【初出:15ページ】

地域の関係団体や、多職種の専門職の協働により、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備などを進めるため、市町村や地域包括支援センターが開催する会議体のこと。

地域福祉活動推進員【初出:20ページ】(20ページ参照)

地域包括支援センター【初出:3ページ】

高齢の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護や医療、健康づくりなど、さまざまな面から支援を行う高齢者の総合相談窓口。介護予防サービスの紹介や関係機関との調整、虐待防止などの権利擁護活動を行う。仙台市には、概ね中学校区域に52か所設置されている(令和3年3月現在)。

地縁組織【初出:15ページ】

町内会・自治会、PTA、防災協会などを指し、居住地によってメンバーや活動範囲を区切り、地域内の行事や親睦、防災など地域で必要とされる活動に地域住民が自主的に取り組む任意団体の総称である。

地区社会福祉協議会(地区社協)【初出:1ページ】(7ページ参照)

地区連合町内会【初出:7ページ】

おおむね、小学校区内の単位町内会から構成され、自治組織活動や市政との対話、市政への住民参加の窓口となっている。また、地域連帯づくりであるコミュニティ活動にも大きな役割を担っている。

町内会【初出:1ページ】

一定の地域に住む人々が、日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通するさまざまな課題をみんなで協力して解決し、ふれあいのある快適なまちづくりを目指して自主的に活動している住民自治組織。

な行

夏のボランティア体験会【初出:4ページ】

ボランティア活動に関心のある中学生以上の方を対象に、市内の地区社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体や社会福祉施設等で、ボランティア活動を実際に体験し、さまざまな人と関わりながらボランティア・市民活動への理解を深め、活動を始めるきっかけづくりを目的に仙台市社会福祉協議会で開催している事業。

日常生活自立支援事業(まもりーぶ)【初出:22ページ】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

日常生活支援活動【初出:4ページ】

炊事や洗濯・掃除などの家事や、外出などが困難になっている世帯を支援する活動のこと。

は行

8050問題【初出:1ページ】

子の引きこもりが長期化し、80代の親と50代の引きこもる子が同居する世帯が、高齢の親の年金などの収入のみで生活する状況が増えている社会問題のことを指す。

福祉委員【初出:7ページ】(14ページ参照)

福祉活動団体【初出:11ページ】

本活動計画では、地区社会福祉協議会、町内会、民生委員児童委員協議会、NPOなどの福祉の活動を行う団体を指す。

福祉教育事業【初出:22ページ】

子どもから大人まで全ての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験・交流・出前授業等を通じて、高齢・障害等の当事者理解や身近な地域の福祉課題の理解等を進める取り組み。

復興公営住宅【初出:3ページ】

東日本大震災により住宅を失い、自力では住宅の確保が難しい世帯が安全に安心して暮らせるよう整備された市営住宅を指す。

フードバンク事業【初出:22ページ】

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を安易に破棄せず、企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、生活困窮世帯に無償で提供する活動を指す。

ボランティアセンター【初出:22ページ】

ボランティア活動の振興と地域福祉の推進を図る活動拠点として、仙台市社会福祉協議会が、福祉プラザ及び各区事務所内に設置しているセンター。ボランティアを必要としている方とボランティアをしたい方の連絡調整を図るとともに、寄せられたボランティア情報などを広く市民に発信している。

ま

マッチングポータルサイト【初出:23ページ】

企業や団体が持つ資源(物品・食品・人材・ノウハウ・情報など)と仙台市内のニーズ(福祉施設など)を結びつけるインターネットサイトで仙台市社会福祉協議会(仙台市ボランティアセンター)が設置運営している。(URL <http://www.ssvc.ne.jp/matching/>)

民生委員児童委員【初出:1ページ】

厚生労働大臣から委嘱を受けボランティアとして活動する非常勤の地方公務員で、自らも地域住民の一員として、地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助(福祉サービスの紹介や障害者・高齢者世帯等の見守り等)を行う人のこと。全ての民生委員は児童委員を兼ねており、子どもたちの見守りや子育て家庭の支援等も行う。

民生委員児童委員は、一定区域ごとに設置される「民生委員児童委員協議会」(略称:民児協)に所属している。仙台市では68地区の民生委員児童委員協議会があり、1,547名の民生委員児童委員が活動している。(令和3年3月現在)

ら〜わ

老人クラブ【初出:5ページ】

概ね60歳以上の方で構成される組織で、自らの老後を健康で実り豊かなものにするために社会奉仕活動や生きがい・健康づくり活動等を行っている任意団体。

ワークショップ【初出:16ページ】

参加者が主体的に話し合いを進めていく中で、相互に意見を取り入れながら、問題意識を高め合い、問題の明確化、解決策の提示などを具体化しようとする手法の一つのこと。

資料編

- 第5次地域福祉活動計画策定等委員会委員名簿 …… 40
- 第18回地域福祉セミナーについて …… 41
- 住民座談会について …… 42
- 仙台市社会福祉協議会・区・支部事務所 …… 45

第5次地域福祉活動計画策定等委員会委員名簿

氏名	所属及び役職	備考
◎阿部 重樹	学校法人東北学院常任理事	
○村山 くみ	東北福祉大学総合福祉学部講師	
伊丹さち子	仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長	R2.8～
大内 修道	仙台市民生委員児童委員協議会会長	R1.12～
大瀧 正子	一般社団法人仙台市医師会理事	
小川 登	高森東地区社会福祉協議会会長	
折腹実己子	仙台市地域包括支援センター連絡協議会会長	～R2.7
熊谷祐二郎	仙台市健康福祉局地域福祉部部長	～R2.7
小岩 孝子	特定非営利活動法人 FOR YOU ここにこの家 理事長	
島田 福男	仙台市連合町内会長会副会長	
庄子 清典	仙台市老人福祉施設協議会会長	
庄司 健治	仙台市民生委員児童委員協議会会長	～R1.11
鈴木 清隆	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事	～R2.3
釣舟 晴一	特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会理事	
寺田 清伸	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事	R2.4～
中田 年哉	仙台市知的障害者関係団体連絡協議会事務局	
西山 祥子	仙台市健康福祉局地域福祉部社会課長	R2.8～
三浦 啓伸	一般社団法人仙台歯科医師会専務理事	
渡邊 純一	社会福祉法人仙台市障害者福祉協会常務理事兼事務局長	
渡邊 礼子	仙台市ボランティア連絡協議会副会長兼事務局長	

(◎委員長 ○副委員長)

(敬称略・五十音順)

第18回地域福祉セミナーについて

1 開催趣旨

地域福祉に関するさまざまな課題や地域の取り組みなどを共有することにより、市民の地域福祉への関心を高めるとともに、地域住民が取り組む活動の方向性を考える市民向けフォーラムとして開催しました。

併せて、本活動計画及び仙台市が策定する「せんだい支えあいのまち推進プラン」における各施策や事業の方向性等を検討する機会としました。

2 主催 仙台市社会福祉協議会・仙台市

3 日時・会場 令和2年11月6日(金)13:30~16:00
仙台市福祉プラザ2階 ふれあいホール

4 プログラム

(1)基調説明 「第5次地域福祉活動計画の策定について」
説明者:仙台市社会福祉協議会地域福祉部 部長 岩淵 徳光

(2)報 告 「住民座談会について」
報告者:東北福祉大学総合福祉学部 講師 村山 ぐみ 氏

(3)実践報告 「`気づく、`共有する、`行動する、3つの活動実践~」
進行:学校法人東北学院 常任理事 阿部 重樹 氏

①`身近な福祉課題に気づく力を高める、
「福祉ポスト設置による福祉ニーズを収集する取り組み」
寺岡地区社会福祉協議会 会長 高橋 和江 氏

②`課題を共有する場づくりを進める、
「地域の課題を話し合う機会を作る取り組み」
安養寺地区社会福祉協議会 会長 一井 勝雄 氏

③`解決のために行動する、
「住民主体による訪問型地域支え合い活動の取り組み」
特定非営利活動法人FOR YOU にこにこの家 理事長 小岩 孝子 氏

5 参加者 103名(地区社会福祉協議会から44名、地区民生委員児童委員協議会から31名、
地域包括支援センターから22名、その他6名)



客席の様子



実践報告者の皆様

住民座談会について

1 開催趣旨

住民主体の支え合い活動の現状や課題、取り組みの工夫等を把握し、その内容を本活動計画及び仙台市が策定する「せんだい支えあいのまち推進プラン」へ反映させることを目的に開催しました。

2 主催

仙台市社会福祉協議会・仙台市

3 開催内容・手法

【テーマ】①地域内での支え合い活動の現状と課題

②課題の解決につながる取り組みやアイデア

【進め方】テーマに沿った意見の聞き取りを進めていくヒアリング形式

【進行役】東北福祉大学総合福祉学部 講師 村山 くみ 氏

4 主な意見

課題 地域活動の担い手不足

解決へのアイデア

- 地域活動の組織的な運営効率化を図る。
- 参加しやすい気軽な雰囲気、寛容な雰囲気をつくる。
- さまざまな手法や媒体を通して地域活動のPR を行い、活動を知ってもらう。
- 人から人への丁寧な声かけを大切にする。
- おまつりの時だけなど、スポット参加をきっかけに活動を知ってもらう。
- 企業が地域貢献活動を継続的に行い、社員が地域活動へ参加することにつなげる。
- ボランティア活動がテーマの講習会などを、定年退職を控えた方向けに地域で開催したり、企業主催で社員対象に開催したりする。
- 地域のニーズに合致するテーマで、研修会等を開催する。
- 人脈を活かして、担い手候補者を見つける。

課題 若い世代と地域のつながりが希薄

解決へのアイデア

- 若い世代や学生、その保護者の方々が、地域活動に触れて関心を持つきっかけとなるように、行事等の開催方法を工夫する。
- 学校と連携し、小中学校の授業に地域とのかかわりに関する内容を取り入れる。
- 学生にボランティアとして地域イベントへ参加してもらう。
- SNS の活用など、若い世代への情報発信や広報を工夫する。
- 地域活動者から積極的に声かけする。
- さまざまな世代が利用する共通の「場」・「空間」をつくる。

課題 複合的な課題を持つ世帯の増加

解決へのアイデア

- 地域包括支援センター、地域の各種団体、福祉の専門職間等で、顔の見える関係を日頃からつくっておく
- 地域団体の長が集まり、情報共有する。
- 多機関多職種が連携を図りながら支援する。
- 近くに住む住民が気にかけて、声かけをするなど地域の力を活用する。
- 地域住民と地域の関係機関、関係団体とが共通認識を持ち、連携する。
- 地域住民のボランティア活動により、地域のみんなを地域で支える体制を築く。

課題 コロナ禍で、地域活動が休止・停滞・縮小している

解決へのアイデア

- 「密」にならないように少人数で活動する。
 - 活動方法を工夫し、共有する。
- 例: テイクアウト方式の芋煮会(子ども食堂にて)



青葉区八幡地区



青葉区南吉成地区



宮城野区幸町地区

課題 困っている人の孤立化を防ぐには

解決へのアイデア

- 個人情報の問題もあるため、要援護者リスト登録を推奨したり、「あんしんカード」を活用したりするなど、制度を活用する。
- お茶飲み会(サロン)などの集いの場や児童館などの公共施設を活用して仲間をつくる。つながりを保つ。
- 民生委員児童委員など、地域活動に関わっている方が、地域の催しや事業などを周知する。

課題 支援を必要とする人と地域のつながりが希薄

解決へのアイデア

- 高齢者、障害者としてとらえるのではなく、地域の人として捉え、支える体制をつくる。
- 地域イベントを行う際に、誰でも参加できる体制(環境)をつくり、そのことを周知する。
- 施設の協力により、障害のある方と地域の交流の機会をつくり、地域の方に知ってもらう。
- 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員児童委員、区役所などがつながり、情報交換できる機会をつくる。
- 介護保険等の公的サービス利用後も地域とのつながりを維持する仕組みをつくる。
- 関係機関と民生委員児童委員、小中学校が連携して障害や認知症への理解を深める機会をつくる。



若林区南小泉南地区



太白区長町地区



泉区将監地区

仙台市社会福祉協議会・区・支部事務所

青葉区事務所

〒980-0802青葉区二日町4-3 仙台市役所二日町分庁舎1階
TEL 022(265)5260 FAX 022(265)5262

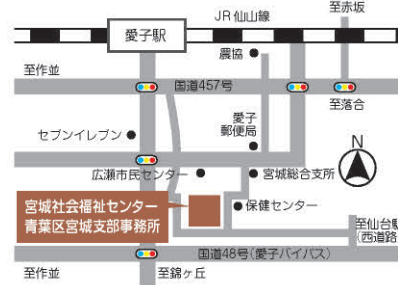


【地区社協 22地区】

東二 木町 立町 東六 片平 五橋 上杉 通町 八幡 国見
貝ヶ森 荒巻 中山 桜ヶ丘 川平 台原 北仙台 北六 小松島
折立 旭ヶ丘 中江

青葉区宮城支部事務所

〒989-3125青葉区下愛子字観音堂27-1宮城社会福祉センター内
TEL 022(392)7868 FAX 022(392)7736



【地区社協 11地区】

落合栗生 広瀬 愛子 錦ヶ丘 上愛子学区 作並 川前 大沢
吉成学区 南吉成 大倉

宮城野区事務所

〒983-0841宮城野区原町3-5-20 メゾン坂下1階
TEL 022(256)3650 FAX 022(256)3679



【地区社協 13地区】

榴岡 幸町 幸町南 安養寺 柊江 原町 東仙台 新田 鶴ヶ谷
宮城野 高砂 岩切 燕沢

若林区事務所

〒984-0811若林区保春院前丁3-1若林区中央市民センター別棟1階
TEL 022(282)7971 FAX 022(282)7998

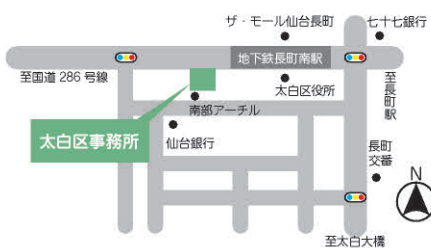


【地区社協 9地区】

南材 荒町 連坊 南小泉南 南小泉北 大和 若林 六郷 七郷

太白区事務所

〒982-0012太白区長町南3-1-30 南部アーチル1階
TEL 022(248)8188 FAX 022(248)1330



【地区社協 20地区】

向山 長町 郡山 鹿野 八木山 八木山南 西多賀 山田鉤取地域
富沢 太白 中田西部 中田 東中田 中田中部 生出学区
人來田学区 秋保 泉崎 茂庭台 八本松

泉区事務所

〒981-3131泉区七北田字道48-12 泉社会福祉センター内
TEL 022(372)1581 FAX 022(372)8969



【地区社協 29地区】

西部 館 住吉台 北中山 南中山 野村・上谷刈西部 寺岡 高森
高森東 泉ヶ丘 長命ヶ丘 加茂 八乙女 虹の丘 向陽台 山の寺
泉中東 松森・鶴が丘 黒松 南光台東部 桂 松陵・永和台 泉中央
八乙女南 上谷刈 明石南 将監 紫山 南光台

社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会

〒980-0022 仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ6階
TEL 022(223)2010 FAX 022(262)1948 URL <http://www.shakyo-sendai.or.jp>



第5次地域福祉活動計画
せんだいあいプラン

作成：令和3年3月

発行／社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

〒980-0022 仙台市青葉区五橋2-12-2
TEL.022 (223) 2010 FAX.022 (262) 1948
URL.<http://www.shakyo-sendai.or.jp/>